備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第二項の規定に基づき、次のように告示する。

平成二十六年一月二十四日

関東経済産業局長　佐藤　久

一　件名　松本ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年二月四日　午後二時から

三　場所　松本市教育文化センター　大会議室（長野県松本市大字里山辺二千九百三十番地の１）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（総括原価の見直しによる料金改定）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び松本ガス株式会社（長野県松本市渚二丁目七番九号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載したた関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「松本ガス株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年一月三十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一二　五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「松本ガス株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年一月三十一日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一二　五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏　名（ふりがな）

（郵便番号）

住　所

（電話番号）

職　業

松本ガス株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考
1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。
2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。
3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。

統　計

機械受注統計調査報告（平成25年11月）（実績）

内閣府経済社会総合研究所

（調査の概要）

本調査は、機械等製造業者の受注した設備用機械類について、毎月の受注実績を調査したものであり、調査対象は主要機械等製造業者、調査時点は毎月末日である。

昭和62年４月実績より、調査対象社数を202社（うち機械製造業者178社）から308社（同280社）に増加させるとともに、調査内容を拡充した280社ベースの調査に移行した。

平成23年４月調査より、日本標準産業分類の改定（平成19年11月）に準拠して、需要者分類を変更した。なお、公表については季節調整に必要なデータが蓄積されるまでの当分の間、従来の分類と接続可能な移行表章による。この間、新分類による計数は統計表のなかで参考表章する。また、機種分類の「通信機」に含まれていた「携帯電話」を調査対象から外した。

主要需要者別機械受注額

（単位：億円、％）

	平成24年10～12月	平成25年１～３月	４～６月	７～９月	平成25年８月	９　月	10　月	11　月
受注総額	56,379	60,410	62,406	65,493	21,203	23,999	22,896	21,573
	(　3.7)	(　7.1)	(　3.3)	(　4.9)	(　4.5)	(　13.2)	(　−4.6)	(　−5.8)
	〔　−9.7〕	〔　−5.3〕	〔　4.7〕	〔　21.4〕	〔　25.9〕	〔　30.3〕	〔　24.6〕	〔　8.9〕
民需	25,341	25,477	26,754	28,077	9,483	9,402	10,062	9,931
	(　−0.7)	(　0.5)	(　5.0)	(　4.9)	(　3.2)	(　−0.9)	(　7.0)	(　−1.3)
	〔　−5.6〕	〔　−2.0〕	〔　2.5〕	〔　9.9〕	〔　17.2〕	〔　9.7〕	〔　20.7〕	〔　15.7〕
〃（船舶・電力を除く）	21,546	21,539	22,999	23,986	8,193	8,021	8,072	8,826
	(　−0.8)	(　−0.0)	(　6.8)	(　4.3)	(　5.4)	(　−2.1)	(　0.6)	(　9.3)
	〔　−0.8〕	〔　−4.6〕	〔　6.4〕	〔　9.6〕	〔　10.3〕	〔　11.4〕	〔　17.8〕	〔　16.6〕
製造業	8,550	8,407	8,875	9,745	3,213	3,345	3,338	3,537
	(　−5.3)	(　−1.7)	(　5.6)	(　9.8)	(　0.8)	(　4.1)	(　−0.2)	(　6.0)
	〔−11.1〕	〔−12.1〕	〔　−4.2〕	〔　8.2〕	〔　8.7〕	〔　17.3〕	〔　21.9〕	〔　18.9〕
非製造業（船舶・電力を除く）	13,491	13,072	14,701	14,102	4,911	4,567	5,095	5,506
	(　5.6)	(　−3.1)	(　12.5)	(　−4.1)	(　6.2)	(　−7.0)	(　11.5)	(　8.1)
	〔　7.4〕	〔　2.8〕	〔　14.1〕	〔　10.4〕	〔　11.6〕	〔　8.0〕	〔　15.1〕	〔　15.1〕
官公需	6,942	6,949	8,668	9,413	2,674	3,822	2,820	2,486
	(　−3.6)	(　0.1)	(　24.7)	(　8.6)	(　−8.3)	(　42.9)	(　−26.2)	(　−11.9)
	〔　−1.5〕	〔　−6.9〕	〔　7.4〕	〔　34.0〕	〔　17.1〕	〔　47.9〕	〔　24.1〕	〔　8.8〕
外需	21,246	23,670	24,837	27,548	9,377	10,510	8,830	7,750
	(　3.2)	(　11.4)	(　4.9)	(　10.9)	(　22.4)	(　12.1)	(　−16.0)	(　−12.2)
	〔　−16.5〕	〔　−8.8〕	〔　7.8〕	〔　34.7〕	〔　41.8〕	〔　57.4〕	〔　29.7〕	〔　1.3〕